

予算決算委員会 厚生分科会 分科会長報告

厚生分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 128 号、令和 5 年度横手市一般会計補正予算（第 9 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出 2 款、総務費では、「戸籍附票や住民記録システムなどへの振り仮名項目の追加」についての質疑がありました。

3 款、民生費では、「あったか灯油助成拡大事業について、令和 3 年度は利用率があまり高くないということだったが、住居のオール電化など生活スタイルも変わってきている中、今後も含めてこの事業をどのように考えているか」との質疑に対し、当局より、「令和 3 年度の助成率は 78.5%と低かったが、令和 4 年度は対象である高齢者世帯やひとり親世帯等に生活保護世帯を加え、丁寧な勧奨を行ったことで、助成率は 9 割を超えた。今年度もたくさんの方に利用していただけるように進めていきたい」との答弁がありました。

これについて委員より、「一昨年と昨年で実績が大きく上昇した要因をどのように分析しているか」との質疑があり、当局より、「昨年は県の助成があり、金額が 15,000 円であったこと、また、それまで灯油券での支給だったものを現金での支給に変更したことで助成数が拡大したのではないかと分析している」との答弁がありました。

また、「地域福祉計画の策定にかかるひきこもりの調査の対象が 15 歳以上から 64 歳以下の方がいる世帯となっているのはなぜか」との質疑に対し、当局より、「内閣府によるひきこもりの定義が『15 歳以上 64 歳以下の社会的な交流が 6 カ月以上無い方』とされている。その定義に基づいての調査となるため、65 歳以上のみの世帯は調査対象外としている」との答弁がありました。

これについて委員より、「65 歳以上の方でもひきこもりになる可能性はある。その実態をつかむため、調査の際に設問の中で調べることはできないのか」との質疑に対し、当局より、「調査については、世帯の中にひきこもり状態にある方がいるかというような設問となっており、65 歳以上の方も回答に入ってくる可能性がある。また、支援者を対象とする

調査についても概ね 15 歳から 64 歳までの方という形で行うが、該当する方がいれば年齢に関わらず回答していただく設問は可能と思われるので検討したい」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 129 号、令和 5 年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）については、「国民健康保険税の産前産後期間の減免制度についての周知方法」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 130 号、令和 5 年度横手市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）及び議案第 132 号、令和 5 年度横手市病院事業会計補正予算（第 2 号）の 2 件については、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 138 号、令和 5 年度横手市一般会計補正予算（第 10 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出 3 款、民生費では、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付について、支給はいつ頃になるのか。また、このような事業は何度も行ってきており、対象者の口座情報も分かっていると思う。案内通知と同時に振込口座を知らせるなど少しでも早く支給できないか」との質疑に対し、当局より、「システム改修後の 1 月には対象者に通知を発送し、早ければ 2 月からは支給できるのではないかと考えている。口座情報がある方については、口座と振込日をお知らせし、変更がなければ速やかに支給処理を行いたい」との答弁がありました。

また、「臨時特別給付金の財源について、対象を 9,700 世帯として予算措置しているが、対象世帯数を超えた場合についてはどのように考えているのか。これよりは絶対増えないと捉えているのか」との質疑に対し、当局より、「今回は、今年の夏から秋にかけて実施した臨時特別給付金事業で 3 万円を支給した世帯を対象としている。その時には要件になかった扶養親族等だけの世帯を除くという部分も含めて予算計上しているものであり、転入、転出等による増減があったとしても、この予算の範囲

内で支給は可能であると考えている」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 139 号、令和 5 年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 140 号、令和 5 年度横手市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）については、「人員配置」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 141 号、令和 5 年度横手市市営介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）については、「人員配置」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

予算決算委員会 産業建設分科会 分科会長報告

産業建設分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 128 号、令和 5 年度横手市一般会計補正予算（第 9 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出 6 款、農林水産業費では、「市職員の狩猟免許取得の方向性」についての質疑がありました。

7 款、商工費では、横手駅東西交流施設費について、「事務室を整備する際に、壁として仕切るのか、それともパーティションで仕切るのか」との質疑に対し、当局より、「防災上の理由により、壁として仕切るのではなく、天井を完全にふさがない形のパーティションを立てて仕切る予定である」との答弁がありました。

また、「横手市横手駅東西交流施設設置条例の第 3 条に交流施設を構成する施設についてうたわれているが、事務室を設置しようとする場所は市民ギャラリーと待合ラウンジの一部であるとの説明だった。ここは公の施設であるため、設置条例を改正しない限りはこの事業を進めることはできないと考えるがどうか」との質疑に対し、当局より、「正面の出入口から入って左奥の市民ギャラリーの一部をパーティションで区切って事務室にするものであるため、市民ギャラリーの機能全てが事務室に占用されるわけではない。また、一般の方が使っている部分は出入口近辺になるので現在の利用に大きな支障はないと考えている。公の施設の設置条例に関しては事務所や施設の附属設備などを条例に規定する必要はなく、市民ギャラリーの機能も引き続き維持されることから、条例改正は不要なものと判断している」との答弁がありました。

また、「市民ギャラリーの一部を事務室にするものであるため問題ないという解釈のようだが、公の施設についての認識が誤っていると思う。一部であろうと全部であろうと、どこからどこまでが公の施設であるかを明確にしておかないと、事故が発生した場合の賠償問題や責任問題の争点につながる可能性があり、そのためには設置条例に定める必要があると思うがどうか」との質疑に対し、当局より、「今回の事務室整備によって市民ギャラリーの機能の全てがなくなるわけではなく機能は維持さ

れる。事務室の部分をことさらに条例上区分する必要があるか否かということについても、市民の利用に供しない部分を条例上分けて規定するという形になると、ほかの公の施設の設置条例に影響する部分が非常に大きい。また、市民利用に供しない部分で市民の方が事故を起こすことはほぼ想定されないため、市の方針としてはこれまで区分しない形で条例に規定しており、その方針に変更はなく、条例改正は不要と判断している」との答弁がありました。

また、温泉観光施設費について、「方向性案について議会で議決したことは今まで一度もないにも関わらず、指定管理、民間譲渡先の公募に係る補正予算案を提案するのはいかがなものかと思うがどうか」との質疑に対し、当局より、「温泉の方向性案は議決案件ではないという認識であり、今回、この方向性案でどうかという意味合いも含めて補正予算案を提案するものである。この予算を議決いただければ、来年早々には、指定管理および民間譲渡に向けた公募に関する内容を議会に報告し、説明会、応募受付を開始したい。そして、令和7年7月にはオープンできるように内容を詰めていきたい」との答弁がありました。

討論では、佐藤誠洋委員から、反対の立場で、「横手駅東西交流施設費に関して、施設の設置条例について説明を受けたが、そもそも条例というのは何のためにあるのかということである。その時の都合で勝手にやれないようにするために、誰が判断してもどのようにしてもやれるようにするのが条例であり法令である。今の市のやり方は自分に都合のいい解釈をして条例を適用しており、まずそこが1点目の反対理由である。2点目は、我々に200万円という補正予算が示されたが、実際に青写真があるわけでもなく、どこにどのように整備するのか、その規模等も我々には全く示されていないことである。3点目は、ここに事務室を設置するということが産業建設常任委員のみに説明され、ほかの議員には知らされないまま提案となったこと、つまり、あまりにも早く進めすぎているということである。少なくとも指定管理者の指定議案と同時に提案すべきである。次に、温泉観光施設費の143万円についてだが、これに関しては今まで我々と協議したという捉え方をしているようだが、それは協議ではなく我々に方向性をただ示し、どこまでも平行線となっているだけである。今定例会中の一般質問でもその辺りが非常に際立っていたと感じる。こういった提案というのは一つ一つ丁寧に説明し解決しながら予算を組み、我々に最新の情報を提示して、その上で方針を決めてい

くということであれば禍根を残すものであると思うので、この2点に関して反対するものである」との討論がありました。

また、柴田忍委員から、賛成の立場で、「商工費に関して、横手市の観光事業など最終的に振興を図ることができるのであれば進めるべきであると思う。現にJAビルやAonaなどもある程度見通しがついたように感じている。また、市の玄関口にある駅ということも含めると、様々な発信ができるだろうし、していただきたい。あくまで将来的な横手の観光振興が図れることを期待して賛成する」との討論がありました。

また、鈴木勝雄委員から、反対の立場で、「これまで何回も言ってきたが、温泉施設の方向性案、そしてコンサルについても令和3年度のものしかない状態で、その後も施設の方向性は流動的であり、また、改修の時期等もはっきりと示されないままである。譲渡や指定管理者公募のための予算を計上することは、まだまだ先のことだと思っている。まずやるべきことをきっちりやってほしいという観点から反対する」との討論がありました。

本案について、起立採決の結果、出席者可否同数となり、分科会長裁決により可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第131号、令和5年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算(第2号)、議案第133号、令和5年度横手市水道事業会計補正予算(第2号)及び議案第134号、令和5年度横手市下水道事業会計補正予算(第2号)の3件については、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第138号、令和5年度横手市一般会計補正予算(第10号)については、質疑、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第142号、令和5年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算(第3号)及び議案第143号、令和5年度横手市水道事業会計補正予算(第3号)の2件については、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

予算決算委員会 総務文教分科会 分科会長報告

総務文教分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 128 号、令和 5 年度横手市一般会計補正予算（第 9 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出 2 款、総務費では、「行政改革推進事業について、本庁舎 1 階にある銀行のスペースを縮小し、会計課を配置するとのことだが、今後の市民サービスをどのようにしていくかを長期的に見据えた中で、窓口ワンストップ化など、1 階のフロア全体について戦略的に配置換えを行うという考えはなかったのか」との質疑に対し、当局より、「さまざま内部で検討したが、今回は大々的に行うところまでには至らなかった。今後、行政DXを進めていくにあたり、市民が事務的に負担なく、時間をあまりかけなくても済むよう、窓口ワンストップ化の手法については検討している。1 階フロアにとって、どのような窓口が機能的か整理するにあたっては一定の時間が必要だが、全体的な配置換えの方向性は今後も維持していくべきものと捉えている」との答弁がありました。

10 款、教育費では、「横手駅東口新公益施設の工事の遅延により、公衆無線LANの配線工事が今年度できなくなったことによる減額とのことだが、資材価格は高騰しており、来年度に同額での工事ができず、プラスアルファの金額が生じるのであれば、再開発組合の責任の部分で市民に迷惑がかかることになると思うが、どのように考えているか」との質疑に対し、当局より、「現在、具体的な損失の有無についてはまだ精査していないところだが、オープンが半年近く遅れることに関しては、利用される市民にとっては大きな損失だと考えている。いずれ、全体的な補償の関係については今後対応を協議していくものと考えている」との答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 138 号、令和 5 年度横手市一般会計補正予算（第 10 号）については、質疑、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により、原

案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。
よろしくご審議の程お願いいたします。